

佐賀県幼稚園早期入園特区

都道府県名：

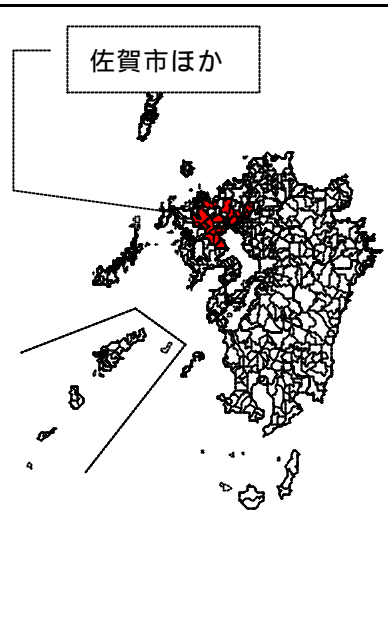
佐賀県

申請主体名：

佐賀県

区域の範囲：

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市並びに佐賀県佐賀郡諸富町、川副町、久保田町、大和町及び富士町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町、北茂安町及び三根町、東松浦郡浜玉町及び呼子町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域



特区の概要：

佐賀市他28市町の幼稚園のうち、満3歳に満たない幼児の入園について保護者からの要望がありかつ受入態勢が整っているなど、希望する園において、幼児が満3歳になる年度当初から入園することを可能とすることで、幼稚園教育の目標の一つである幼児の集団内での協同、自律の精神の涵養を図り、幼児の社会性の涵養を促す。

適用される規制の特例措置：

- ・ 三歳未満児の幼稚園入園の容認



